

証券コード 6796

平成 25 年 6 月 17 日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区新都心 7 番地 2

ク ラ リ オ ン 株 式 会 社

取 締 役 社 長 泉 龍 彦

「法令及び定款に基づくインターネット開示事項」連結計算書類の連結注記表の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 5 月 31 日付で当社ウェブサイトに掲載し提供しております標記書類の一部に訂正がございましたので、下記のとおり謹んで訂正申し上げます。

敬 具

記

<訂正箇所> (訂正箇所は__を付しております。)

「法令及び定款に基づくインターネット開示事項」連結計算書類の連結注記表 4 ページ

(訂正前)

・連結貸借対照表等に関する注記

1. 担保に供している資産

建物及び構築物.....	323百万円
土地.....	102百万円
計.....	426百万円

担保提供資産に対応する債務

短期借入金.....	50百万円
長期借入金.....	148百万円
計.....	198百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物.....	10,668百万円
機械装置及び運搬具.....	11,000百万円
工具、器具及び備品.....	23,924百万円
リース資産.....	1,969百万円

3. 土地の再評価

当社及び一部の国内連結子会社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負

債」として負債の部に計上し、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法..... 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法」、同条第4号に定める「当該事業用土地について地価税第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算定する方法」及び同条第5号に定める「不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価」によっております。
- ・再評価を行った年月日..... 平成13年3月31日
- ・土地の再評価に関する法律第10条に定める再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額..... 1,565百万円

（訂正後）

・連結貸借対照表等に関する注記

1. 担保に供している資産

建物及び構築物.....	323百万円
土地.....	102百万円
計.....	426百万円

担保提供資産に対応する債務

短期借入金.....	50百万円
長期借入金.....	148百万円
計.....	198百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物.....	10,668百万円
機械装置及び運搬具.....	11,000百万円
工具、器具及び備品.....	23,924百万円
リース資産.....	1,969百万円

3. 土地の再評価

当社及び一部の国内連結子会社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法..... 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法」、同条第4号に定める「当該事業用土地について地価税第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算定する方法」及び同条第5号に定める「不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価」によっております。

・再評価を行った年月日..... 平成13年3月31日

・土地の再評価に関する法律第10条に定める再評価を行った土地の当連結会計年度末における時
価と再評価後の帳簿価額との差額..... 1,565百万円

4. 受取手形割引高

受取手形割引高..... 294百万円

以 上